

## さいたま市ヤングケアラー訪問支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 ヤングケアラーがいる家庭に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヤングケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する者のうち、18歳未満の者をいう。
- (2) 支援拠点 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第49号）に基づき、設置された「さいたま市子ども家庭総合支援拠点」をいう。
- (3) 支援員 第1条に掲げる目的を達成するため、ヤングケアラーがいる家庭を訪問し、第4条に掲げる支援を行う者をいう。

### (対象家庭)

第3条 支援員が訪問する対象の家庭は、支援拠点における支援拠点ケースカンファレンスにおいて、対応方針を継続指導（支援又は見守り）と分類したヤングケアラーのいる家庭（以下、対象家庭）を原則とする。

ヤングケアラーについては、市長が定めるアセスメントシートの活用等により、判断することとし、ヤングケアラーと疑われる段階であっても対象に含むこととする。

### (支援内容等)

第4条 支援員が実施する支援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 家庭が抱える不安や悩みの傾聴
  - (2) 家事（掃除・洗濯・買物・料理等）
  - (3) きょうだい（主に弟・妹）の世話
  - (4) 家族（高齢者・障害者等）の介護（食事・排泄の介助、衣類やシーツの交換、見守り等）
  - (5) その他必要な支援
- 2 支援を行う時間数及び回数は、原則、1日あたり2時間以内、週2回以内とする。
  - 3 支援を行う曜日は、日曜日から土曜日までの毎日とする。

4 支援を行う時間帯は、原則、午前7時から午後7時までとする。

(事業の実施)

第5条 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる者（以下、事業者）に、第4条に掲げる支援を行う業務を委託して本事業を実施するものとする。

(他制度の優先利用の原則)

第6条 介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に規定されている事業等による訪問支援（以下、他制度）と、本事業による訪問支援の内容が重複する場合、他制度の利用を優先する。

(利用料)

第7条 利用料は無料とする。なお、支援員が代行する買い物等にかかる費用や、通院等の付き添いに要する交通費等の実費については、対象家庭の負担とする。

(事業の実施)

第8条 さいたま市ヤングケアラー訪問支援事業は、次のとおり実施することとする。

- (1) 対象家庭は、さいたま市訪問支援事業申請書（様式第1号）を市長に提出する。
- (2) 事業者は、対象家庭の居宅を訪問し、支援の内容、時間数、回数、曜日及び時間帯（以下、支援内容等）について調整するとともに、さいたま市訪問支援事業支援計画兼実績報告書（様式第2号）により、訪問支援計画を作成し、市長に提出する。
- (3) 市長は、さいたま市訪問支援事業申請書（様式第1号）及びさいたま市訪問支援事業支援計画兼実績報告書（様式第2号）を確認の上、支援内容等を決定し、さいたま市訪問支援事業利用可否決定通知書（様式第3号）を対象家庭に送付する。また、さいたま市訪問支援事業支援員派遣要請書（様式第4号）を事業者に送付する。
- (4) 事業者は、さいたま市訪問支援事業支援計画兼実績報告書（様式第2号）により、実績報告を作成し、市長に提出する。また、事業者は、完了報告書及び請求書を市長に提出する。
- (5) 市長は、本事業の終了を決定した場合、さいたま市訪問支援事業利用終了通知書（様式第5号）を対象家庭に、さいたま市訪問支援事業支援員派遣終了通知書（様式第6号）を事業者に送付する。
- (6) 対象家庭は、本事業の申請を取り下げの場合や本事業を中止したい場合、さいたま市訪問支援事業申請取り下げ（中止）書（様式第7号）を市長に提出する。

(委託料の支払い)

第9条 市長は、前条の完了報告書及び請求書を受領した時は、内容を審査し、適当と

認められた場合は、別表に掲げる委託料を事業者に支払う。

(支援員)

第10条 事業者は、次のいずれの要件も満たす者のうちから、訪問する支援員を選考し、派遣するものとする。

(1) 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護を行う者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護を行う者。

(2) 家事等に関する援助を適切に実行できる能力を有すること。

(3) 心身ともに健全であること。

(4) 以下ア～エに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(留意事項)

第11条 事業者及び支援員は、次の事項に留意して支援を実施する。

(1) 事業者及び支援員は、児童及びその保護者等の個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。

(2) 事業者は、訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、支援拠点に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。

なお、この場合に、業務上知り得た情報を支援拠点と共有することについては、(1)の正当な理由に該当するものであること。

(3) 支援員は、常に事業者が発行する身分証明書を携行し、訪問時に必ず提示すること。

- (4) 事業者は、研修等の実施により、常に支援員の質の向上に努めること。
- (5) 事業者は、支援の実施状況（対象家庭、日時、支援内容、支援員の氏名）について、記録し、適切に保管するとともに、市長から求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- (6) 事業者は、前号に規定する記録は、訪問月の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表

委託料	3,000円/時間
交通費等	実費（上限1,860円）
キャンセル料	1,000円/回
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間が1時間に満たない場合の委託料は、1時間当たりの利用料とする。</li> <li>・利用時間が1時間を超える場合の委託料は、30分以内の場合は1時間あたりの半額とし、30分を超える場合は1時間当たりの委託料とする。</li> <li>・委託料には、事前訪問（原則1回）にかかる費用を含む。</li> <li>・前日17時以降のキャンセルの場合、事業者は市にキャンセル料を請求できるものとする。</li> </ul>	